知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズム検討会議 設置要綱

(目 的)

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な利用の推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継いでいくため、地域関係団体、学識経験者、関係行政機関による検討会議を設置する。

(検討事項)

- 第2条 検討会議は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。
 - (1) 知床エコツーリズム戦略に基づく適正利用に関する事項

<主要な議題>

- ① 地域関係団体等から出された提案の取り扱いの検討
- ② 提案に関する検討会議の部会設置の承認
- ③ 部会の検討状況の報告
- ④ 提案実施の最終承認
- ⑤ 実施されることとなった事業等の状況報告
- ⑥ 各種モニタリング結果の評価
- (7) その他(知床の利用に関する課題等)
- (2) その他目的達成のために必要な事項

(構成員)

- 第3条 検討会議は、「知床世界自然遺産地域連絡会議適正利用・エコツーリズム部会」の地域関係 団体、及び「知床世界自然遺産地域科学委員会適正利用・エコツーリズムワーキンググルー プ(WG)」の委員(以下「専門家」という。)、関係行政機関により組織する(別紙)。
 - 2 検討会議の座長は、適正利用・エコツーリズムWGの座長が務める。
 - 3 適正利用・エコツーリズムWGの座長代理は座長を補佐し、座長に事故があるときは座長 の職務を代理する。

(構成員の役割)

- 第4条 地域関係団体及び関係行政機関は、事業等の提案、実施されることとなった提案への支援、 提案実施の承認の判断等を行う。
 - 2 座長は、検討会議を代表し、合意形成に努めつつ、会議の進行を担う。
 - 3 専門家は、それぞれの専門分野に関する知見をもとに科学的な立場から助言を行う。

(議事等)

- 第5条 検討会議は、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。
 - 2 座長は、必要に応じて、利害関係者等の個人・団体・行政機関や専門家以外の有識者に検討 会議への出席を求めることができる。
 - 3 検討会議の議事は、原則として公開する。

(開催回数)

第6条 提案の提出状況に応じて、検討会議を年1~2回程度開催する。

(部会の設置)

- 第7条 提案の実現可能性の具体的な検討等のため、事務局は必要に応じて部会を設置できる。
 - 2 部会は、議題に関連する検討会議構成員により組織する。
 - 3 検討会議は、必要に応じて、利害関係者等の個人・団体・行政機関や専門家以外の有識者に 検討会議への出席を求めることができる。

(事務局)

- 第8条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成 し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。
 - 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。
 - 3 事務局は、検討会議の運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他検討会議の運営に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この要綱は、2023年11月10日から施行する。

令和6年4月1日一部改正

(別紙)

- ○知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会 地域関係団体
 - ・ウトロ地域協議会
 - · 知床斜里町観光協会
 - · 知床羅臼町観光協会
 - ・知床ガイド協議会
 - · 公益財団法人知床財団
 - · 知床自然保護協会
 - · 斜里山岳会
 - ・羅臼山岳会
 - ・羅臼遊漁釣り部会
 - · 知床小型観光船協議会
 - · 知床羅臼観光船協議会
 - ·一般財団法人自然公園財団 知床支部
 - ・知床ウトロ海域環境保全協議会

○知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズム WG 委員

愛甲 哲也 造園学 北海道大学大学院農学研究院 教授 ※WG 座長代理

石川 幸男 植物生態学 弘前大学 名誉教授

石黒 侑介 観光地経営論 北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 准教授

敷田 麻実 地域資源戦略·地域経営 北陸先端科学技術大学院大学 教授 ※WG 座長

船木 大資 遺産研究 金沢星稜大学経済学部 講師

松田 光輝 エコツーリズムマネジメント 株式会社知床ネイチャーオフィス 代表取締役

間野 勉 野生動物生態学・管理学 北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 専門研究員

○オブザーバー

国土交通省北海道運輸局

○関係行政機関

- ・斜里町
- ・羅臼町
- ・北海道
- ·環境省釧路自然環境事務所
- 林野庁北海道森林管理局